◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

○第10号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新発田㉓広報館新設等建築その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　新潟県新発田市

⑷　工事内容

新発田駐屯地（新潟県新発田市）における白壁兵舎の古材を利用した広報館新設等に伴う建築、附帯土木、附帯機械設備、附帯電気設備及び附帯通信工事

ア　広報館新設

㋐　建築工事

構造：木造（一部鉄筋コンクリート造）２階建て

規模：建物延べ面積　約1,900㎡

工事範囲

仮設工事の一部、土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、木造軸組工事及び内外装工事の一部

㋑　附帯土木工事

ａ　舗装工事　１式

ｂ　雨水排水工事　１式

ｃ　汚水排水工事　１式

ｄ　環境整備工事　１式

ｅ　取壊し撤去工事　１式

㋒　附帯機械設備、附帯電気設備及び附帯通信工事

電灯、コンセント、動力配線、防災、換気、空調、給排水、衛生器具、拡声、放送、テレビ、受信設備、構内線路等

イ　機械棟新設

㋐　建築工事

構造：鉄骨造　平屋建て

規模：建物延べ面積　約70㎡

㋑　附帯機械設備及び附帯電気設備工事

電灯、コンセント、変電、発電、構内外線、衛生、換気設備等

ウ　仮設史料館（１棟）既設置の損料引継ぎ及び解体

㋐　建築工事

構造：鉄骨造　平屋建て

規模：建物延べ面積　約250㎡

㋑　附帯機械設備及び附帯電気設備工事

電灯、コンセント、変電、発電、構内外線、衛生、換気設備等

エ　仮設保管庫（10棟）既設置の損料引継ぎ及び解体

㋐　建築工事

構造：鉄骨造　平屋建て

規模：建物延べ面積　約200㎡

⑸　工期　平成26年３月14日まで

ただし、広報館及び機械棟新設は平成25年10月31日まで、仮設保管庫（10棟）は平成25年３月31日までとする。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　約650㎥

鉄筋　約100ｔ

ガラス　約750㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、元請けとして、構造が木造の２階建て以上で、規模が１棟で建物延べ面積300㎡以上の移設又は新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　平成８年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の実施者（再委託による実施者を含む。）又は当該実施者（再委託による実施者を含む。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア～ウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・建方作業の精度向上等に関して以下の事項に着目しどのような配慮を行うか。

①　部材への負担を及ぼさない建て方に関する工夫

②　建て方精度に関する工夫

③　柱脚金物の施工精度に関する工夫

④　接合用プレート金物との緊結・固定に関する工夫

⑤　荒天時における安全管理